（傷病手当金）

第百九条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　略］

２　［略］

（出産手当金）

第百十条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

（休業手当金）

第百十一条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

（育児休業手当金）

第百十一条の二　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

［２～５　略］

（介護休業手当金）

第百十一条の三　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

（弔慰金及び家族弔慰金）

第百十二条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号

［二・三　略］

（災害見舞金）

第百十三条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号

［二・三　略］

（療養の給付等に関する記録の提供）

第百十三条の三の三　組合は、法第九十八条第一項第一号に規定する組合員等の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百十四条の二十九第三項において同じ。）により提供することができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出）

第百十三条の四　［略］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

２　［略］

（介護保険第二号被保険者の資格の届出）

第百十三条の五　組合員又はその被扶養者（四十歳以上六十五歳未満の者に限る。）が次に掲げる事由に該当したときは、当該組合員は、遅滞なく、当該組合員（被扶養者にあつては、当該組合員及びその被扶養者）の氏名及び生年月日、組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号並びに次に掲げる事由に該当した年月日及び理由を記載した書類を組合に提出しなければならない。

［一・二　略］

（育児休業期間中の掛金の免除の申出）

第百二十条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

［２・３　略］

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

第百二十条の四　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

［２～４　略］

（法第百十二条の二第一項の財務省令で定める者等）

第百二十五条の二の二　法第百十二条の二第一項の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　財務大臣

二　実施機関

［条を加える。］

（傷病手当金）

第百九条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～五　同上］

２　［同上］

（出産手当金）

第百十条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～四　同上］

（休業手当金）

第百十一条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～四　同上］

（育児休業手当金）

第百十一条の二　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二・三　同上］

［２～５　同上］

（介護休業手当金）

第百十一条の三　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二・三　同上］

（弔慰金及び家族弔慰金）

第百十二条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

［二・三　同上］

（災害見舞金）

第百十三条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

［二・三　同上］

（高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出）

第百十三条の四　［同上］

一　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二・三　同上］

２　［同上］

（介護保険第二号被保険者の資格の届出）

第百十三条の五　組合員又はその被扶養者（四十歳以上六十五歳未満の者に限る。）が次に掲げる事由に該当したときは、当該組合員は、遅滞なく、当該組合員（被扶養者にあつては、当該組合員及びその被扶養者）の氏名及び生年月日、組合員証の記号及び番号又は個人番号並びに次に掲げる事由に該当した年月日及び理由を記載した書類を組合に提出しなければならない。

［一・二　同上］

（育児休業期間中の掛金の免除の申出）

第百二十条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二・三　同上］

［２・３　同上］

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

第百二十条の四　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～六　同上］

［２～４　同上］

［条を加える。］